

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 「今後の環境教育・学習の推進方策について(中間答申)」
 意見募集期間 : 平成17年10月14日(金)~平成17年11月14日(月)
 意見等の提出件数 : 66件(16人)

| 項目等 | 意見等の概要 | 意見等への考え方 |
|--|---|--|
| . 1 国際的な取 組状況(P2) | 「国連持続可能な開発のための教育の10年」についても、位置づけることが必要ではないか。 | (既に盛り込み済) 資料1(P36)に記載しています。 |
| . 2(1)ア 事業実施状 況 (ア)現状(P5) | 「県市町及び関係団体が実施している事業数は200を超える」とあるが、数値の根拠を示してほしい。 | (ご意見を反映) (兵庫県環境政策課調べ)と出典明記することとします。(平成16年5月に庁内連絡会議構成員、県民局市町に照会し、回答を得たものをまとめた結果、事業数は200を超えています。)(P5) |
| . 2(1)ア 事業実施状 況 (イ)課題(P5) | 「自然環境系が多く」とあるが、県内で実施されている環境教育・学習事業には、「消費生活(コープこうべ等)」、「エネルギー(地球温暖化防止活動推進員等)」、「歴史・文化(こども環境活動支援協会等)」に関連するものも多く、自然環境系が多いとは言いきれないのでは。 | (既に盛り込み済) 全体事業数から割合を見ると、自然環境系の事業が多いといえます。(P5) |
| | 「地球温暖化問題が相対的に少ない」とあるが、ひょうご環境創造協会が実施している「ひょうご出前環境教室」には温暖化関係のメニューが多数あり、県が把握していないだけではないか。 | (既に盛り込み済) 上記の全体事業数から割合を見ると、地球温暖化関係の事業が少ない傾向にあります。(P5) |
| . 2(1)イ 学校におけ る実施状況 (ア)現状(P5) | 「公立の小学校の約8割、中学校の5割強が、いずれかの学年で環境に関する内容を課題としている」とあるが、このデータの根拠は? | (ご意見を反映) (出典:「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」平成17年5月)と出典明記することとします。(P5) |
| . 2(1)オ 環境教育・学 習指導者の 資格・制度状 況 (ア)現状(P7) | 「国の環境カウンセラー以外に、兵庫県地球温暖化防止活動推進員・協力員、森のインストラクター等独自の資格が設けられている」とあるが、兵庫県地球温暖化防止活動推進員・協力員は、申し込みさえすれば誰でも委嘱されているのが現状であり、資格と言えるのか疑問。 | (ご意見を反映) ご指摘を踏まえ、「資格」を「資格・制度」に修正します。(P7) |
| (イ)課題(P7) | 「養成講座は少なく、人材としても不足しており」とあるが、何を根拠にそのように言えるのか。 ひょうご環境創造協会でもファシリテーター等の人材養成講座を行っており、人材は十分に存在すると思う。 人材を登録して活用するシステムが未整備であることが課題と考える。 | (ご意見を一部反映) 潜在的なニーズに比べて養成講座は少ないと考えています。また、人材は講座だけでは育たず、実践との連携のなかで育成していく必要があり、そのための制度、プログラム整備は今後の課題であると認識しています。 人材登録制度については、2(2)イ「環境教育・学習をリードする人材の育成・登録・派遣」の項(P28)で新たに記載します。 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>. 2 (2) 才 民間団体による取組例 (P11)</p> | <p>「全市的に展開している「2001年地球ウォッチングクラブ」とあるが、現在は「2011年地球ウォッチングクラブにのみや」で展開中である。</p> | <p>(ご意見を反映) ご指摘を踏まえて修正します。(P11)</p> |
| <p>. 2 (3) ア 行動に結びつく質の高い環境教育・学習の実施(P13)</p> | <p>「イベント型事業が多く、継続性、発展性に乏しいとの指摘がある」とあるが、誰に指摘されているのか主語が示されていない。 近年、ひょうご環境創造協会との連携等により環境教育・学習事業を推進している団体については、継続性・発展性を考慮して実施している(CONEリーダー養成講座、こどもエコツアー等)。</p> | <p>(既に盛り込み済) 本稿の記述は、ヒアリング調査に基づいています。(P13)</p> |
| <p>. 2 (3) イ 環境教育・学習参加者の増加(P13)</p> | <p>「環境問題への認識の有無で対応が二極化しつつあるとの指摘がなされている」とあるが、文章の意味や主語がよく分からない。</p> | <p>(既に盛り込み済) 部局、県民局、市町等に照会した結果やヒアリング結果をもとに記載しています。(P13)</p> |
| <p>. 2 (3) ウ 環境教育・学習の実施主体間の連携の促進(P13)</p> | <p>「連携が十分でない状況である」とあるが、主体間の「連携」ありきで行くと、各団体の多様性(主義主張など)を抑えなければスムーズに進まないケースもあり、それを避けるために連携を図らない団体も存在すると思われるが、こういった団体は県として疎外するのか?</p> | <p>(既に盛り込み済) 本項では、個別団体に連携を強いているのではなく、関係主体全体の課題として連携の必要性を述べています。(P13)</p> |
| <p>. 1 推進にあたっての基本的な考え方(P14)</p> | <p>自然体験活動は、環境教育と子供たちの育成に密接に関係しており、分けて考えるべきではないため、推進方策には環境の保全・創造に加え、こども達の健全な育成といった視点も入れてほしい。 このことは、環境教育の推進について、教育サイドとの連携を得やすく、連携を考えるうえで必要なことだと思う。</p> | <p>(既に盛り込み済) こども達の健全な育成については、3「ライフステージに応じた環境教育・学習の推進」の項(P21)において、その趣旨を踏まえた記述を行っています。</p> |
| <p>. 1 原則1 「こころ」を育み、「自然」、「くらし」、「社会」を総合的に学ぶ環境教育・学習の推進(P14)</p> | <p>高速道路の建設や道路の舗装による環境負荷、冷暖房による気候への悪影響等、日常生活を快適に暮らしたいという思いが自然に悪影響を与えていることをわかりやすく根気よく伝え続ける必要がある。 冷暖房機器に頼らず、知恵と工夫で季節を生かした暮らしをするよう、価値観を変える必要がある。</p> | <p>(今後の検討課題) ご指摘の意見については、ひょうご環境学校事業の総合的展開を図るなかで参考とさせていただきます。(P14)</p> <p>(今後の検討課題) ご指摘の意見については、ひょうご環境学校事業の総合的展開を図るなかで参考とさせていただきます。(P14)</p> |
| <p>. 1 原則1 「生態系を理解する」- 自然メカニズムの理解</p> | <p>小学生等に対する森林の役割等に関する環境教育の際に、間伐等の保育・撫育に限定し、森林のもつ多角的な効用を取り入れない教師がいるが、森林の最も重要な役割は「自然界としての大きな恵み」であり、</p> | <p>(今後の検討課題) ご指摘の意見については、ひょうご環境学校事業における具体的プログラムの開発・実施にあたって参考とさせていただきます。(P14)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| - (P14) | 体験学習と森林の生態系への効用をミックスし、地球温暖化防止への貢献度を教育していく必要がある。 | |
| .1原則2 自ら「体験」し、「発見」し、自ら「学ぶ」環境教育・学習プロセスの推進(P15) | 環境教育は想化（総花）的ではなく実質的な教育が必要ではないか。 環境教育は息の長い教育であり、子孫に弊害を残さない教育の進展を希望する。 | （既に盛り込み済） 本答申では、実質的、実践的な教育の重要性を踏まえ、実践と学習の一体化をうたっています。(P15) |
| .1原則2 現場、本物に触れ、感動する - 現場体験(フィールド・ラーニング) - (P15) | （森林に関する授業は）面白みがなく、子供達にとって退屈な授業となるため工夫が必要。 | （今後の検討課題） 今後のひょうご環境学校事業の具体的展開のなかで検討していきます。(P15) |
| .1原則3 地域の多様な自然・風土を生かした環境教育・学習モデルの創造(P17) | 神戸、阪神北、阪神南、西播磨、但馬等の地域の特性を整理し、地域毎の特徴を環境学習に織り込むプログラム方針が求められる。 | （今後の検討課題） 地域ごとの特色ある取組の推進については、「森・川・海の再生プラン」等に基づき、地域で主体的に検討していくこととします。(P17) |
| | 今後の環境教育・学習のテーマとして「地域の絶滅危惧種の保全活動」が重要と考える。 県内には国内最多のため池があり、周辺部の湿地に希少な生物が多く存在しているが、災害復旧工事に係る重機使用により荒れてしまったケースがある。 地域の小・中・高校が中心となり、工事の際に絶滅危惧種の保護活動を行えば、子どもたちの意識を高めることにつながるのではないかと。 | （既に盛り込み済） 県では「環境創生15%システム」の導入や「環境配慮指針」の策定を通じて、工事の際の環境配慮を率先して実施し、一般への普及啓発を図っています。(P17) |
| | 変化しつつある自然の実体を知らせ、何故そうなるのかの疑問を持たせ、ビデオ等を活用し、町内会・学校・活動グループを通じて課題・問題・自ら為すべきことを周知すべき。 | （今後の検討課題） 今後のひょうご環境学校事業の具体的展開のなかで検討していきます。(P17) |
| .1原則3 県民主役の取組の推進 - 広範な層の参画と協働 - (P17) | 「すべての県民が様々な政策決定に主体的に「参画」していくとともに、課題解決に「協働」して取り組んでいる」とあるが、現状がそうであると言えるのか。 そうであれば、環境教育・学習が進んでいるはずではないか。 | （ご意見を反映） ご指摘を踏まえ、記述を改めます。(P17) |
| .2(1) 学校・教育機 | 環境教育・学習の対象とする小学生への呼びかけの際に、学校側の協力が全く見ら | （今後の検討課題） 教員向けの研修については、人と自然の博 |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| 関、大学・研究機関(P20) | れないなど、学校と地域との連携が欠如しており、学校長や教員等を対象とした環境教育と地域の環境課題に対する理解の促進が必要。 | 物館等では実施されていますが、今後、総合的な推進を図るにあたり、研修の充実・拡大について検討していきます。(P20) |
| . 2 (4) 行政(県、市町)(P20) | <p>行政や公務員の環境レベルはいたって低い ため、環境教育の前に行政や公務員を指導教育すべき。</p> <p>(県、市町の役割分担について、)あいまいな表現に思われる。具体的な役割を明記しないと仕組として機能しないのでは。県庁についても、本庁と県民局との役割分担の整理が望まれる。</p> | <p>(既に盛り込み済)</p> <p>県、市町が職員の環境に関する意識啓発や資質向上を実施することは、環境教育・学習の実施・推進主体である以上、自明のことと考えています。(P20)</p> <p>(今後の検討課題)</p> <p>今後、本答申をもとに策定する県の基本方針において施策を記載するなかで、各主体の役割分担を明記します。(P20)</p> |
| . 3 ライフステージに応じた環境教育・学習の推進(P21) | <p>現在進行中の環境問題は、あまりにも幅が広すぎるため、個別に分けて考える必要があるのではないかと。例えば、国、県、市、町、家庭、個人、それぞれ分担すべき問題があると思われるが、それには個人の意識から変える必要があり、そのため、幼児教育・学習をスタートとして、徹底して環境教育・学習の推進を行う事が重要だと思う。</p> | <p>(既に盛り込み済)</p> <p>ご指摘のとおり、多様な学習対象があることを認識し、1(P14)では様々なアプローチを提示しています。</p> <p>個人の意識変革の必要性や幼児教育・学習の重要性は、検討小委員会での多数意見であり、その意見を踏まえ本項を設けています。(P21)</p> |
| . 3 (3) 高校生(P22) | <p>高校生のごみのポイ捨て、風紀、交通ルール等はひどい状況であり、高校生の公德心を養う環境教育を希望する。</p> | <p>(ご意見を反映)</p> <p>ご指摘を踏まえ、記述を改めます。(P22)</p> |
| . 3 (4) 大学生(P22) | <p>「専門過程や」とあるが、「専門課程」の間違いでは。(P.22の表中にも同様の表記あり。)</p> <p>県立大学附属高校においても、地域の希少植物の増殖に取り組んでおり、将来的には近隣の小学校や自治体と連携した活動を検討している。</p> <p>こうした活動には、人材の存在が一つの鍵になると思われるため、研修等による人材育成とともに、大学で生態学を学んだ学生が積極的に教員採用試験を受験するよう大学にはたらきかける等の広報活動も必要ではないか。</p> | <p>(ご意見を反映)</p> <p>ご指摘を踏まえて修正します。(P22, 23)</p> <p>(ご意見を反映)</p> <p>人材の発掘、登用について、2(2)イ「環境教育・学習をリードする人材の育成・登録・派遣」の項(P28)で新たに記載します。</p> |
| . 3 (5) 社会人世代(P22) | <p>「子どもたちにその姿をみせることで、」とあるが、子どもが学んだこと、行動することを大人に見せたり、伝えたりすることも、非常に有効であるため、そのことも記載してほしい。</p> | <p>(ご意見を反映)</p> <p>ご指摘を踏まえて記述を改めます。(P22)</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | 農山村部の担い手の男性ほど関心が低く、山離れ・森離れの傾向が強い。「県民緑税」の本来の趣旨機能を発揮し、農山村に活気活力をもたらすような施策を早急にすすめてほしい。 | (既に盛り込み済) ご指摘の意見への対応は、地域活性化の取組の総合的推進のなかで可能なものであり、原文どおりとします。(P22) |
| . 3(6) シニア世代 (P22) | 「近隣清掃活動」の表記が、唐突な印象を受ける。「地域の美化活動」位の表現の方がよいのではないか。 | (ご意見を反映) ご指摘を踏まえて修正します。(P22) |
| 表 「ライフステージに応じた環境教育・学習の標準的取組方向」(P23) | 各発達段階における「基本的考え方」の根拠を示してほしい。 特に、(幼児期・小学生低学年)段階の考え方のベースは、学校指導要領か、医学的・保健衛生的な論拠か。 | (既に盛り込み済) 基本的に、本県が作成した「ひょうご環境学習プログラム」(平成15年3月作成)における「年齢・発達段階に応じた環境学習推進目標」にもとに、検討小委員会での議論を踏まえ記述を行っています。(P23) |
| | (幼児期・小学校低学年)段階においては、保護者を含めた考え方も検討してほしい。 特に幼児期は、保護者が環境行動を認識することが、子どもに影響を与えらる。 | (既に盛り込み済) 幼児期・小学校低学年を対象とした環境教育・学習は、家庭での実践を念頭に置いており、保護者も当然参画するものと認識しています。(P23) |
| . 2 具体的な推進方策(P25) | 記載内容は非常に素晴らしいと思うが、「誰がすること」なのかが不明。「具体的な」と言えるのか疑問。 | (今後の検討課題) 本答申は、多様な主体が共有する理念、目標を示したものであり、実現の責務は全体で担うこととしています。今後、本答申をもとに策定する県の基本方針で示す施策において、県等の具体的な主体の役割を明記します。(P25) |
| . 2(1)イ 地球温暖化対策としての体験型環境教育・学習の推進(P25) | 「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」の役割が重要と考えるが、全く触れられていないため、「県と兵庫県地球温暖化防止活動推進センターが連携して推進する」という表現を盛り込んでほしい。 | (ご意見を反映) ご指摘を踏まえて加筆します。(P25) |
| . 2(1)オ 学校における体験型環境教育・学習の推進・支援(P27) | 「行政、NPO、事業者が協働して、」とあるが、「協働」の定義と役割を明記しないと、実施する際に無責任体制になると思われる。協働・連携の要素を提示すべき。 | (既に盛り込み済) 「協働」という言葉については、「21世紀兵庫長期ビジョン」あるいは「県行政参画・協働推進計画」での概念整理に従って用いています。(P27) |
| | 学校での展開について、保護者からの提案制度のような仕組みを検討願いたい。その提案を支援するコーディネーターを各学校に配置してほしい。 | (今後の検討課題) 今後のひょうご環境学校事業の具体的な展開のなかで検討します。(P27) |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>学校では様々な方法やアイデアにより、特色ある様々な形で環境学習に取り組んでいるが、そういった事に長けた教師が転勤すれば途絶えてしまう。</p> <p>幼い時に学んだ事はよく身につくものであり、中学・高校の進学試験でも環境保全・地球温暖化防止等の基本に関わる出題が必要であり、師弟ともに真剣に向き合うことが喫緊の課題だと思う。</p> | <p>(今後の検討課題)</p> <p>今後のひょうご環境学校事業において人材の登録・認証制度を設け、有為な人材をプールしていくことを検討します。</p> <p>3「ライフステージに応じた環境教育・学習の推進」(P21)にあるように、環境教育・学習は発達段階に応じて推進していくものとします。</p> |
| <p>. 2 (2) ア 情報の収集・提供 (P27)</p> | <p>活動状況を新聞、テレビで放映、報道するなど、普及啓発の充実が必要。</p> | <p>(今後の検討課題)</p> <p>施策・事業を推進するなかで多様な媒体を活用した普及啓発を検討していきます。 (P27)</p> |
| <p>. 2 (2) イ 環境教育・学習をリードする人材の育成・派遣 (P28)</p> | <p>環境教育には、福祉、防災、人権教育等、あらゆる分野が関わっており、原点は他人への思いやりであり、心の教育が基本となる。学校教育で行うためには、教科の枠を外した新たな視点が必要だが、教員自身が日々の授業に追われ、環境教育の目標を見失いがちであるため、指導教員の育成が重要である。</p> | <p>(既に盛り込み済)</p> <p>心の教育が基本である旨は、1「環境倫理」に根ざした教育の項(P14)で記載しています。</p> |
| | <p>環境教育・学習に直接携わる人の社会的な認知、処遇の向上が必要。個人(民間団体)で活動される方、施設で活動される方を問わず、環境教育が職業として成り立つようにすることが、環境教育の質の向上に必要と考える。</p> <p>その一つとして、例えばモデル的な施設には、環境教育に携わる要員を専門職として配置し、処遇することを考えてほしい。そのためには、適切な人材の養成が必要だが、県外も含め、既に研修を受け実践されている人を招くことも考えるべき。</p> | <p>(ご意見を反映)</p> <p>ご指摘を踏まえ、環境教育・学習の指導者、実践家等に対する登録・認証制度や新たな職能の導入については、本項に記述することとします。(P28)</p> |
| | <p>(森林教室等の)体験活動は立派な活動だと思うが、指導者の知識が豊富でなければ意味がない。</p> <p>海・川・森の各々の機能の関係や人間と森林との絆の流れを認識できる指導者・人材の育成が必要。</p> | <p>(今後の検討課題)</p> <p>自然環境について、背景や原理を説明できる知識を有する人材創出に向け、レベル別の育成プログラムも、今後のひょうご環境学校事業の具体的展開のなかで検討していきます。(P28)</p> |
| | <p>都会の学校教育者(特に管理者)に、礼節や公德心を持たせる再教育をしてほしい。</p> | <p>(既に盛り込み済)</p> <p>3「ライフステージに応じた環境教育・学習の推進」の項(P21)において、子ども、青少年たちに「もったいない」の精神や感謝や敬愛の念、環境に配慮した社会規範、公德心を育むことをうたっており、その指導にあたる者がそれらの点で十分な資質を備えているのが前提となります。すなわち、礼節、公德心は再教育によって身につけさせるものというよりも指導者としての基本的要件と考えます。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>2(2)ウ 環境教育・学 習拠点施設 の整備・充実 (P28)</p> | <p>環境教育の名目で里山を開発・整備した子供の体験場が丹波でも見られるが、里山保全とは、里山の成長を阻むものを除き里山の機能を促進することであり、子供を遊ばせる場を整備することではないはず。</p> <p>環境教育の場としては、既存の森の公園等の利用で十分であり、まだまだ人間中心の環境教育であることに危惧をおぼえる。</p> <p>「海のフィールド」について、単に海辺での学習ではなく、船舶での洋上での海洋調査観測や自然を体験するプログラムもある方が、兵庫県の特徴を生かせるのではないか。その場合、神戸大学(旧商船大学)と連携し、実習船での学習や講義、教材開発の官学連携を行うことを検討してほしい。</p> <p>環境教育・学習については、様々な主体が様々な形で行っているようだが、それぞれがバラバラで体系だった教育・学習が行われていないのではないかと。各々の実施内容を各々が分かるような情報のネットワークや気軽に人が集まれるような場所を、県に是非つくってほしい。</p> <p>施設の整備・充実には、従事者の整備・充実も含めて考えることが必要。</p> <p>県立施設でも、環境教育に無関心な人だけで構成されている環境教育施設があるが、行政が設置する特定の施設には(設置部局に関わらず)環境教育に意欲・関心・熱意・知識・経験のある人材を配置し、実効ある環境学習を可能にすることが大事だと思う。</p> | <p>(既に盛り込み済)</p> <p>本項でうたう環境教育・学習拠点では、里山等の保全すべき自然空間に学習のために物理的な改変を加えることを意図しておりません。(P28)</p> <p>(今後の検討課題)</p> <p>ひょうご環境学校事業の具体的展開にあたって検討していきます。(P28)</p> <p>(既に盛り込み済)</p> <p>本答申では、交流拠点の必要性については十分認識し、中核拠点機能がその役割を担うことを提言しています。(P28)</p> <p>(今後の検討課題)</p> <p>本答申では、ハードの整備とソフトの充実をセットで考えています。</p> <p>ウ「環境教育・学習拠点施設の整備・充実」の項(P28)で記載する拠点施設において、エ「環境教育・学習プログラムの開発・実施」の項(P30)で示されている特色あるプログラムを推進するにあたり、専門的な人材を配置するよう努めていきます。</p> |
| <p>2(2)エ 環境教育・学 習プログラ ムの開発・実 施(P30)</p> | <p>「地球温暖化問題等現在取組が手薄な分野」とあるが、「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」は何もしていないということか?</p> <p>兵庫県センターは、全国で2番目に指定された温暖化防止センターであり、他の都道府県センターからも事業内容等が注目されているほか、都道府県地球温暖化防止活動推進センター連絡会の代表幹事も務めているにも関わらず、活動内容や「ひょうご出前環境教室」の実績、地球温暖化防止活動推進員・協力員による県内各地での活動実績等が無視されているのではないかと。</p> | <p>(ご意見を反映)</p> <p>本県における地球温暖化防止活動が相対的に活発でないという意味ではなく、活動の重要性、必要性に比して現行の取組数が少ないことを指摘しています。</p> <p>ただ、誤解を招く可能性があるため、「取組が手薄な分野」という表現を「取組がより求められる分野」と改めます。(P30)</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>. 2 (3)ア 相談体制の 整備 - ワン ストップ相 談窓口の設 置 - (P31)</p> | <p>環境教育・学習は、もっと体験を通じた形で、子供たちを中心としてすべての世代が一緒に行える機会を設けるべきと考えるが、きっかけとなる活動や、その情報の提供、さらには適切な指導者の紹介等を是非県に行ってほしい。 また、そういったことに興味を持つ人達が気軽に集まれる場所があれば、積極的に参加する人が増えてくると思う。 環境教育・学習に関する県民局レベルの相談窓口の設置が必要。</p> | <p>(今後の検討課題) 世代間交流による環境教育・学習の推進については、今後、本答申をもとに策定する県の基本方針で記載される施策において具体的に示す予定です。 交流拠点については、2ウ「環境教育・学習拠点施設の整備・充実」の項(P28)で記載しています。</p> <p>(今後の検討課題) 県民局でも、「さわやかな環境づくり地域行動計画」や「森・川・海の再生プラン」の推進活動のなかで、環境教育にも積極的に関与するよう努めます。(P31)</p> |
| <p>. 2 (3)イ 各主体への 活動支援 (1) 民間団体(地 域団体) (P31)</p> | <p>事業を推進する団体は、単年度事業ではなく、希望すれば、少なくとも2～3年は事業を継続実施できる体制づくりが必要。 実践団体の活動報告や表彰などを行う環境保全・創造・県民大会の開催を検討してはどうか。(現存の省資源大会の改編では効果が期待できない。) エコツーリズムバスの使用可能回数の増加(年2回の利用)や実践団体との交流会の実施を希望。</p> | <p>(今後の検討課題) 来年度以降のひょうご環境学校事業の編成にあたって検討していきます。(P31)</p> <p>(今後の検討課題) 実践団体間の意見交換、交流の場づくりについては、環境局の事業のなかで総合的に検討していきます。(P31)</p> <p>(今後の検討課題) ご趣旨を踏まえ、制度をさらに柔軟に運用する方向で検討します。なお、今年度からエコツーリズムバスについては、環境教育・学習事業をNPO等が実施する際、3台まで認めています。(P31)</p> |
| <p>. 2 (3)イ (ウ) 企業・事業者 (P31)</p> | <p>企業を巻き込んだ教育活動が必要であり、県内の企業で環境企業認証登録等をしているところは「地球温暖化防止活動推進企業」として県が認定し、地域での環境教育について協力を依頼すべき。行政からの特別な認定は、企業として名誉なことと感じるはず。</p> | <p>(今後の検討課題) 表彰制度については、今後、本答申をもとに策定する県の基本方針で記載される施策において具体的に示す予定です。(P31)</p> |
| <p>. 3 (1) ア.交流・連 携の促進 (P32)</p> | <p>地域住民・地域団体・行政・学校等の連携の充実が必要。 県内には、地球温暖化防止推進員等のボランティアがいたり、各部署ごとのリーダーがセク特的に養成されていたりするが、これらをもう少し横断的にとらえ、認識・価値観を共有させるべきでは。</p> | <p>(既に盛り込み済) 本項では、包括的に連携の必要性を掲げ、. 2 (1)オ「学校における体験型環境教育・学習の推進・支援」(P27)において学校と地域社会の間の連携をうたっています。 (既に盛り込み済) 個々の分野で環境教育・学習を推進するには、その分野の専門的な人材を育成する必要があると認識しています。 一方、環境教育・学習の総合的な推進を図るにあたっては、分野横断的に情報交換、交流を図ることが重要であり、本項においても主体間、部局間連携の必要性を記載しています。(P32)</p> |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 資料4 「環境教育・学習をめぐる県の動き」(P40) | 小・中学校などで実際に行われている授業事例を調査していないのではないかと。現状を把握して問題や課題を分析することが必要ではないか。 | (既に盛り込み済) 授業事例について現状を整理したうえで、学校における実施状況(P5)を記載しています。 |
| 資料7 環境教育・学習に活用できる主な資格等(P47) | 自然活動系以外の資格が掲載されておらず、もう少し幅広く調査して掲載すべきでは。 (例)レクリエーション(インストラクター・ディレクター) 消費生活や食などに関連する資格もあるのでは。 また、下記資格等は掲載しないのか。 ネイチャーゲーム(リーダー・コーディネーター・インストラクター・トレーナー)、プロジェクトワイルド(エデュケーター・ファシリテーター)、キャンプ(インストラクター・ディレクター) | (ご意見を反映) ご指摘を踏まえて一部修正します。(P47) |
| 資料7中 兵庫県地球温暖化防止活動推進員・協力員(P47) | [内容]に、「～以下「法」という。」とあるが、ここ以外に出てこないもので不要では。 また、推進員・協力員が「資格」に該当するのか良く検討すべき。 | (ご意見を反映) [内容]の箇所のご指摘については修正します。「資格等」については、「資格・制度」と改めます。(P47) |
| その他 | 様々な「環境の賞」を増設し、子供たち・地域・行政を表彰すべき。小学生対象の「子ども環境大賞・緑の部」や行政対象の通勤手段に係る排出ガスを減らす賞等。このような顕彰を県内の行政が競えば、県民の環境学習は大きな広がりをみせると思う。 | (今後の検討課題) 団体や個人での環境保全の取組や学校での取組では表彰制度があり、今年度中に環境教育・学習に取り組む個人や団体等も表彰する予定です。 |
| その他 | 国民は生活に必死で、環境への関心レベルはまだまだ低い。 楽しく勉強できて実践する、知らないうちに貯金が溜まるような方法が一番良い。 | (既に盛り込み済) 本答申でも、環境学習の推進にあたって、「楽しみ」が重要であることをうたっています。(P15) |
| その他 | 良い環境・悪い環境とはどのような状況か、人間にどのような影響をもたらすのか、どうすれば良い環境にできるのかについて、観念的でなく具体的な指導をしてほしい。 | (既に盛り込み済) 本答申では、現場体験の重要性等を説くことで、具体的な指導を行いやすい環境づくりを推進しようとしています。(P15) |
| その他 | 概要版に5Rの項目が無いのは、散在して記載されているということか。 | (既に盛り込み済) 見出しとして記載されていないため、概要版には記述されていませんが、中間答申の本文中では5Rの取組について言及しています。(P5, 14) |
| 委員の構成について(P48,49) | 学識経験者の割合が多い。環境学習を実践している教諭やコーディネートしている自治体行政職員の意見を求めることが望まれる。 | (既に盛り込み済) 答申の作成にあたっては、委員会の半数を占める実践家から得た意見の反映に努めました。(P48, 49) |

| | | |
|----|----------------------------------|---|
| 随所 | 「NPO/NGO」、「NGO/NPO」の表記が統一されていない。 | (ご意見を反映) ご指摘を踏まえて修正します。(P13, 17, 20, 25, 27, 32) |
|----|----------------------------------|---|